## 明治学院大学ボランティアセンター災害遠征助成金申請要項

明治学院大学ボランティアセンターでは、災害により発生した社会課題に応える活動を 行う学生を対象に、活動時に生じる交通費等の経済的負担を緩和するために、以下の要領 により災害遠征助成金の交付を行います。

#### [1. 助成対象となる活動・期間]

災害救助法の適用を受けている地域での活動を対象とする。

活動の助成期間は、活動する地域が被災した当該年度より翌年度末迄とする。なお 2019 年度以前に被災のあった地域に対する活動の助成は 2020 年度末迄とする。

※ 助成期間の延長、及び災害救助法の適用を受けていない地域への支援に関しては、運営委員会の承認により助成の対象とすることがある。

#### [2. 応募条件]

応募条件は以下のとおりとする。

- ・災害により発生した社会課題に応える活動であること。
- ・本学学生、大学院生による活動であること。
- 活動開始日の原則一ヶ月前までに申請すること。
- ・活動終了後一ヶ月以内に活動報告書と助成金を使用した領収書を提出すること。
- ・申請回数に限度は設けない。

## 〔3. 応募方法〕

「明治学院大学ボランティアセンター災害遠征助成金申請用紙」をボランティアセンターに提出(窓口またはメール)

## [4. 選考方法]

申請書類とヒアリングをもとに助成の可否に関しボランティアセンターにて決定する。 選考結果は代表学生宛にメールで通知する。

※ 選考過程において計画内容・予算の変更が起きやすいため、申請前にボランティアセンターに相談しておくことが望ましい。

## 〔5. 助成内容〕

- ・支援活動実施地までの往復の交通費を前払いで助成する。交通費の助成額は当該地まで の合理的な経路での最安値とする。
- ・活動終了後に提出する領収書をもとに一人一日あたり 2,000 円を上限に活動費を後払いで助成する。

- ※ 機内泊を伴う交通機関(例:夜行バスなど)を利用して現地に赴く場合、行きの搭乗日及び戻りの到着日は助成の対象としない。
- ・上記補助による学生負担率が50%を超える場合には別途相談のこと

# [6. 支援活動中の報告等について]

現地到着および活動終了時の報告を義務付ける。災害、帰宅困難等不測の事態発生時にはボランティアセンターへ随時状況報告をし、安全を確保するための指示を受けること。

### 〔7. 活動終了後の報告等について〕

活動終了後1ヶ月を提出期限として、「災害遠征活動報告書」および「災害遠征助成金使 途報告書」を提出する。助成金を使いきらなかった場合には、残金を返金する。

## [8. 注意事項]

- ・これまでの活動を踏襲した継続的な企画案も応募可能だが、時を経るごとに変化している現地の状況に対応するとともに、一定の成果を示せる内容であることとする。
- ・応募の際に提出された個人情報については、本センター事業に関する連絡以外には使用 しない。
- ・本プログラムの各イベント等において撮影した写真・動画は明治学院大学の広報に使用する場合がある(使用例:ウェブサイト・SNS等のウェブ媒体、大学案内・白金通信・リーフレット等の紙媒体、新聞等)。

### 【問い合わせ先】

\*応募にあたって不明な点があれば、遠慮なくお問い合わせください。

明治学院大学ボランティアセンター

(横浜) TEL&FAX: 045-863-2056 (白金) TEL: 03-5421-5131 FAX: 03-5421-5144

E-mail: voluntee@mail.meijigakuin.ac.jp

ウェブサイト: https://www.meijigakuin.ac.jp/volunteer/

以上